

社会福祉法人天真会 評議員・役員等の報酬規程 及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天真会（以下本会という）の定款第8条、定款第10条（2）、（3）及び第21条の規定に基づき、選任された評議員、役員の報酬等の基準額及び、費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条により選任された者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条により選任された理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1の（1）に基づき支給する。

第4条 理事の報酬は日額とし、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等への出席の都度、別表第1の（2）に基づき支給する。

第5条 監事の報酬は日額とし、理事会、評議員会への出席及び監査等施設業務の為の出勤の都度、別表第1の（3）に基づき支給する。

(費用の弁償)

第6条 本会は第2条の第1号及び第2号に規定する評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、費用については近接地外の旅行に関するもの（交通費、日当、宿泊費）を対象とし、本会の旅費規程に基づいて支給する。

第7条 本会の職員を兼務し、職員給与を支給されている役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年1月11日より施行する。

平成30年6月7日一部改正

別表1 (評議員・役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額	総額
評議員会への出席	5,000円	300,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000円	

(2) 理事

	日額	総額
理事会等会議への出席	5,000円	210,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000円	
理事長 行政による指導監査立会い等	50,000円	

(3) 監事

	日額	総額
理事会、評議員会等への出席	5,000円	260,000円
監事監査、行政による指導監査立会い等 法人及び施設業務の為の出勤	50,000円	